

第3章

アジアにおける知的財産法の展開

WTO/TRIPs成立とその影響

木 棚 照 一

第1節 TRIPs協定制定の背景と意義

1. 1990年代の知的財産法の特徴

1990年代の知的財産法の展開は、世界貿易機関（WTO）の成立とその付属協定である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）」（以下、TRIPs協定）の発効によって特徴づけることができる。TRIPs協定は、不正商品の氾濫を排除しようとするアメリカを中心とする先進諸国の攻勢を背景に、1986年11月から開始されたウルグアイ・ラウンド交渉によって成立したものであった（木棚 [1989: 355f]）。TRIPs協定は、知的財産の保護水準やその実効的行使の制度的保障を定めるほか、WTO紛争解決了解に基づくパネルを利用した紛争解決、違反に対する制裁などを可能とするものであった。TRIPs協定は、通商条約のなかで知的財産に関する問題を規定するものである。伝統的な知的所有権に関する国際機関である世界知的所有権機関（WIPO）ではなく、通商交渉の場でWTOのもとで、従来と異なる手法で知的財産権に関する法の展開が図られた点に特徴がある。

TRIPs協定は、冷戦後の旧社会主義国家の市場経済への参加を含む急速な

グローバル化，新しく工業化された開発途上国の物の製造部門における競争力の増大と競争の激化，先進諸国の企業における戦略的資産としての知的財産権の重視，インターネットとデジタル技術の進歩と普及，バイオテクノロジー，ビジネス方法特許，グラフィック・デザインなどの新しい技術の創造に対する知的財産権保護の必要性などに対応しようとしたものであり，伝統的な条約の改正会議の停滞や伝統的な条約の枠内で捉えきれない問題の発生などに対処しようとするものであった（木村 [2000: 104]）。

しかし，通商条約によって知的財産権の保護を発展させようとする，通商政策の対立が直接知的財産権に関する法政策的対立に持ち込まれる危険性もあった。また，通商条約は，原則として加盟国に国内法の立法義務を課するだけであり，伝統的な知的財産条約のように直接私人間に適用される性質をもつ規定を含まないとみるのが従来の通説の見解であった（Ulrich [1996: 390ff]）。それだけに，TRIPs協定のもとでの知的財産法の展開をみるには，協定の規定だけではなく，むしろ各国における国内法の規定，制度的保障や実行をみておく必要がある。しかし，その前に，なぜこのような通商協定において知的財産権に関する問題を扱う必要が生じたかを歴史的に遡って概観しておきたい。

2．1990年代以前の開発途上国における知的財産の保護

知的財産権は，国際的保護を定める統一私法が最も早くから成立した分野といわれている。1883年の「工業所有権の保護に関するパリ条約（Paris Convention for the Protection of Industrial Property）」（以下，パリ条約），1886年の「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works）」（以下，ベルヌ条約）やその改正条約は，このような条約の例である。それは，知的財産権の客体が発明，考案，意匠，商標，著作のような無体物であり，その内容を知ることができ，それを使用しようとする意欲と能力をもてば，誰でもどこでも利用することができる

る性質をもつことに関連する。このような知的財産権の性質から、国境を越えることによって他人の知的財産を不正に使用しようとする者を排除し、外国からの新しい知的財産の伝播を促すためには、保護水準や権利行使の実効性に関する規定を調和、統一する必要が生じる。19世紀の知的財産条約の成立と発展は、当時における交通通信手段の発達にともなうものであり、とりわけ万国博覧会の開催や万国郵便同盟の成立などに端を発したものであった。19世紀に成立した伝統的知的財産条約は、内国民待遇という外国人法上の原則を中心とした寛容で緩やかな統一法であり、違反に対して制裁を課し、条約の正しい解釈を示す制度をもたなかった。改正に関する外交会議も全員一致を原則とし、改正条約に加盟するかどうかはそれぞれの国の自由とした。

1970年代から1980年代前半においては、南北格差を解消するために開発途上国の主張に基づいて開催された国連貿易開発会議(UNCTAD)を中心として、多国籍企業等の知的財産権の濫用に関する問題点が採り上げられた。その時代の活動的メンバーであったラテンアメリカの開発途上国の特許法改正の方向性の特徴は、(1)実施契約に対する国家的統制、(2)特許性の制限、(3)保護期間の短縮化、(4)強制実施に関する規定の厳格な適用の4点にあった。輸入独占権の否認など国内法による特許権の効力の縮減ないし排除の方向性は、多国籍企業の活動の規制、とりわけ特許権を利用した各国市場の分断など権利の濫用的行使を制限する効果をもつ。しかし、このような改正は、これらの国への技術の移転や投資の意欲を減退させ、技術的後進性を固定化させる危険性をも有した(木柵[1989: 311f])。また、UNCTADの要請を受け入れた1974年9月のWIPO調整委員会の決定を受けて1980年2月から開始されたパリ条約の第9回改正会議においては、開発途上国に対する特別の利益をもたらすための追加規定が検討された。そこでは、主として、(1)第5条Aの特許の不実施に対する制裁措置を強化すべきか、(2)製法特許の保護範囲に関する第5条の4の規定を改正して、外国で製法特許に従って製造された製品の輸入を阻止する権利を場合によって制限してよいものとするか、(3)優先権を認める前提要件としての同盟国における発明者証の出願につき特許との出願人の自由

選択制を要件とする第4条Iをさらに進め、自由選択制を採らない場合にも発明者証出願に特許出願と同様な効果を認めるべきか、(4)第10条の4を新設して、原産地名称と抵触する商標の使用を禁止できるものとし、潜在的な原産地名称に特別の保護を与えるかどうか、の4点について対立した。この会議では、従来の改正会議とは異なって、各加盟国が交渉主体となるのではなく、開発途上国、先進工業国、社会主義国の各グループが交渉主体となり、従来当然の前提とされてきた内国民待遇の原則についても批判が出され、グループ内やグループ間の利害の対立が調整できず、外交会議再開の目途が立たなかった(木村 [1989: 38f])。

そのような状況のなかで、一方では、パリ条約本体の改正をあきらめて、パリ条約の加盟国全体ではなく、特定の加盟国のみが参加する協定の締結を目指し、第19条の同盟国間の「特別の取極」を生かそうとする先進国側の動きがあった(木村 [1989: 42])。他方で、1980年代におけるアメリカの知的財産権強化政策の国際的展開と関連して、GATTウルグアイ・ラウンドにおいて知的財産権の問題が取り上げられた(木村 [1989: 355f])。

1980年代におけるアメリカにおける知的財産の国内的保護強化と二国間交渉を最大限に利用した圧力とその国際的波及による知的財産権保護に関する従来の先進国と開発途上国の主張の対立激化のなかで、GATTウルグアイ・ラウンドという多国間の包括的貿易交渉の場でWTO/TRIPs体制が形成されてきた。8年以上のラウンド協議のなかで、当初の知的財産権侵害製品に対する保護強化から知的財産権の「取得可能性、範囲、使用に関する適当な規準および原則」の制定とその「行使のための効果的かつ適切な手段の提供」に重心が移されていった。このようにしてTRIPs協定によって達成される各国知的財産法の調整と調和の意義は、きわめて大きいことを否定できないであろう。そこでは、一方では、伝統的な条約の改正会議では認められることがなかった先進国側の主張を容れ、デジタル技術、バイオテクノロジーなどの新たな技術の進歩に対応した規定を挿入するとともに、他方では、消尽(第6条)¹⁾、目的(第7条)、原則(第8条)などをはじめ 解釈の余地の広い、

あいまいな規定を含んでいる（木棚 [2006: 163]）。

3. アジアにおける知的財産法の展開をみる意義

TRIPs協定においては知的財産権保護が強化されたが、技術の移転や普及への貢献、公衆の健康や環境保護への配慮、知的財産権の濫用的行使の防止等については、具体的な措置が規定されていない。その点で開発途上国やこれを支援しようとするNGOの反対が強く、過去3回のWTOの閣僚会議においても重要な決定ができないままに終わっている。知的財産権の国際的保護を通じて知的財産権者の独占的地位の強化と開発途上国への技術移転・投資の促進を、どのように均衡を保ちながら発展させるかが課題となっている。

そこで、本章では、TRIPs協定との関連でアジアの若干の諸国における知的財産保護の現状と課題を考察したい。TRIPs協定の知的財産権の保護水準と実効的行使に関する主要な規定を念頭に置きながら、国別に知的財産制度を支える制度を含めて概観するとともに、各知的財産権ごとにその権利に特有な問題を含めてこの点に関する国際的規範をどのようにどの程度国内法に継受しているかをみてみたい。具体的には、保護対象の拡大、医薬品など、とくに現代における新しい技術との関連性、権利の保護期間・保護要件・効力の制限などに着目する。TRIPs協定で実現した規定だけでなく、TRIPs交渉の際に先延ばしされ、あるいはTRIPs協定で明確な規律が必ずしも定められなかった問題、たとえば、知的財産権にかかわる製品の並行輸入（parallel import）に関する問題（第6条）やワインと蒸留酒についてのみ強い保護を規定した地理的表示（geographical indications）（第23条）などに関する各国の対応もみておくことにする。これらの問題は、後述するように、現在進行中のドーハ開発アジェンダにおける争点に含まれている。また、各国に特徴的な制度についてもできるかぎりみておきたい。同時に、このような各国の国内法の検討を通じて国際ルール形成の課題を抽出することに努めたい。なお、TRIPs協定の関連する各規定については紙幅の制約があり個別的に触れない

表1 3カ国の知的財産権別登録数の推移

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権	総件数
中国					
1998	35,960	51,397	34,632	157,683	279,672
1999	36,694	57,492	40,053	170,715	304,954
2000	12,682	54,743	37,919	181,717	287,061
2001	16,297	54,359	43,596	229,775	344,027
2002	21,473	57,484	53,422	212,533	344,912
2003	37,154	68,906	76,166	242,511	424,737
2004	49,360	70,623	70,255	587,926	778,164
シンガポール					
2001	7,218		1,091	16,712	25,021
2002	7,584		1,477	22,941	32,002
2003	4,335		2,293	34,525	41,153
2004	5,977		2,016	21,301	29,294
タイ					
1987	71		321		392
1990	141		333		474
1995	470		312	12,293	13,075
2000	416	125	328	14,217	15,086
2001	796	392	720	19,937	21,845
2002	1,102	389	1,364	23,146	26,001
2003	1,006	487	1,320	17,983	20,796
2004	716	392	1,328	23,532	25,968

(注) シンガポールは実用新案権を認めていない。

(出所) 各国知的財産統計より筆者作成。

が、これについては筆者の別稿(木柵[2006])を参照して欲しい。

対象としては、日本と関連が深く、現在あるいは将来的に自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)などが締結され、あるいは、締結される可能性がある中国、シンガポール、タイを取り上げる。中国、タイは、1989年にアメリカ通商代表部(USTR)が知的財産保護について最優先要監視国に指定した8カ国・地域に入るなど⁽²⁾、アメリカとの間で知的財産権摩擦が生じ、二国間交渉の対象とされた経験をもつ。シンガポールはすでに国民所得などの面で厳密には開発途上国とはいえないであろう。しかし、知的財産権保護に

関してみれば、独自の知的財産保護制度をもつようになって日が浅く、法制度と社会経済的実態、国民の意識の間に大きな開きがあり、途上国におけると類似の現象が生じていることは否定できないであろう。知的財産権の登録数をみてもいずれの国においても特許よりも商標が中心となっている点でも開発途上国型の特徴を示している（表1）。

各国の知的財産法制をみる場合には、関連法規だけではなく、知的財産制度の社会的な浸透とその運用に着目する必要がある。知的財産権保護強化に対する社会的な抵抗がみられ、その点についても着目しておく必要がある。概観では知的財産制度やそれに関する司法制度につき一般に触れ、各知的財産については特徴的な点に着目してみることにはしたい。時期的には、ウルグアイ・ラウンド交渉の行方が定まってきた1990年前後から、WTO/TRIPs成立（1995年）とその後の影響に焦点を絞っている。

第2節 各国における知的財産法制

1. 中国

(1) 概観

現在の中国の知的財産制度は、1982年から1990年にかけて、特許、商標および著作権法など知的財産法の体系の枠組みが形成されてきた。1985年にはパリ条約に加盟している。1992年には、アメリカとの間で「知的財産権の保護に関する了解覚書」を調印した。この時期に、ベルヌ条約（1992年）、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT）（1994年）に加盟している。同覚書に基づき営業秘密を保護することなど特許法の第一次改正が行われた。1995年にはアメリカとの間で知的財産権の保護実施工動計画に合意した。

1999年11月にはWTO加盟にアメリカと合意し、2001年12月のWTO加盟にともない、急速に知的財産法制を整備してきた。特許法、商標法、著作権法

の第二次改正が行われたほか、集積回路設計保護条例、技術輸出入管理条例が2001年に制定された。

特許，実用新案，意匠については国家知的財産局，商標については国家商工行政管理局が，それぞれ審査，登録，侵害の取締り，侵害に対する保護を担当している。不正競争行為の取締りについては，国家商工行政管理局が権限を有している。知的財産侵害に対する刑事責任の追及は，公安局と人民検察院が担当している。

知的財産紛争の解決のため，侵害者の所在地または侵害行為地の地方政府の特許業務部門や商工行政管理機関その他の行政機関への申立てによる解決と人民法院における司法上の解決の何れかを選択することができる（中嶋 [2003: 337]）。民事訴訟による司法的救済を選択する場合には，事件の社会的影響によりどのレベルの人民法院を第一審とするかが決められる。たとえば，渉外的な特許権侵害訴訟については，被告住所地または侵害行為地の中級人民法院が第一審とされる（中嶋 [2003: 337]，国際第3委員会 [2002: 1097f]）。二審制が採られている。中国では一般に行政機関における救済の方が有効といわれてきたが，今後この点は司法機関の整備により変わっていく可能性もある。また，知的財産侵害が犯罪を構成する場合には，付帯民事訴訟の制度があり，犯罪により損害を蒙った者は，刑事事件に付帯して民事訴訟を提起して損害賠償を請求することができる。この場合，原告は訴訟費用を納付する必要がなく，付帯民事訴訟を担当する裁判所は，刑事事件で認定した事実を根拠としなければならない（刑事訴訟法第77条）（夏 [2005: 34]）。

(2) 著作権法

1979年のアメリカとの国交回復とその後の貿易協定交渉を受けて，著作権法の起草作業が開始された。1984年6月「図書，定期刊行物著作権保護試行条例」が公布された。1985年に設置された国家版權局のもとで起草作業が開始され，1990年に著作権法が制定された（第一次改正。1990年9月7日制定，1991年6月施行）（周 [2003: 538]）。中国は，アメリカとの1992年の覚書を締結し

たほか、1992年にベルヌ条約、万国著作権条約(Universal Copyright Convention)、および1993年に「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(Convention for the Protection of Producers of Phonograms Against Unauthorized Duplication of Their Phonograms)」(ジュネーブ条約) に加盟した。

国際著作権条約への加盟により、中国の著作権法には、中国の著作物に対する保護水準と外国著作物に対する保護水準に差が生じた(いわゆる「二重の基準」)。アメリカは、中国の著作権法上の保護水準が国際著作権条約よりも低い場合はいつでも、外国の著作物の保護を国際条約に従って保護すべきことを求めた。このあらわれのひとつが1992年の国際著作権条約実施規定であり、この規則は外国著作物にのみ適用され、そのため、外国著作物は国内著作物よりも高い水準の保護を享受している(Xue and Zheng [2002: 5])。国際著作権条約実施規定による二重の基準の存在は、条約の内国民待遇の原則にも違反し得るとして廃棄が検討されている。

コンピュータ・ソフトウェアの保護のため、1991年に「コンピュータソフト保護条例」が制定された。当初、準強制登録制が行われたが、1993年末の最高人民法院の通知によって選択的登録制に移行した。1999年に国務院弁公庁が国家版權局による不正複製したコンピュータソフトの使用禁止に関する通達を配布した。2001年12月の「コンピュータ・ソフトウェア著作権保護条例」によって、保護水準が保護期間を含めてほぼ文字著作物に合わせられた。

第6条は、民間文藝(Folklore)の著作物について規定するが、具体的な保護方法を定めていない。1996年に保護条例案がいったん完成したが、その後棚上げにされ、2001年に作業が再開された。これは、ベルヌ条約第15条4項に基づくものであり、中国の得意領域に属するのであるから、整備を急ぐべきとの有力な意見がある。

1994年に採択された「著作権侵害犯罪の懲罰規定」は、1997年新刑法に組み入れられ、知的財産権侵害の罪が確立した(周 [2003: 539])。

WTO加盟にともなう国内の関連法規の整備のため、著作権法改正(第二次改正。2001年10月27日)と著作権法実施条令の改正が行われた。改正は大きく

2つの点について行われた。第1は、技術措置および権利管理情報の保護について著作権法上の「権利侵害」とし、かつ技術措置と権利管理情報の削除または変更は著作権者の許可なしにできない、としたことである（第47条）。第2は、インターネット環境に対応した改正であり、情報送信権がネットワーク送信に限らないことを明らかにしている。

(3) 商標法

商標法は、TRIPs協定の要求する水準との隔たりが最も大きかった分野であった。商標法は1983年に最初の知的財産法として施行され（1982年8月23日採択、1983年3月1日施行）、1993年の第一次改正（1993年2月22日採択、同年7月1日施行）によって、商標に商品標だけでなくサービス・マークも含むことになった。同時に、形式審査に補正手続が規定され、実質審査につき意見書制度が採用された。また、商標侵害に用いられた商標および商標を作り出した金型等の没収を認める規定を置いた。

WTO加盟にともなう改正は、2001年10月の第二次改正で行われた（2001年10月27日採択、同年12月1日施行）。注目すべき改正点は次のとおりである。

第1に、特定の地域を原産地として表示する地理的表示が保護されたことである（第3条）。地理的表示は、中国の得意分野のひとつであるから、さらに広く保護を強化すべきとする見解が有力な学者によって主張されている（鄭[2003:12]）。

第2は、著名商標に関する規定である。TRIPs協定第16条2項1文は、周知商標に関するパリ条約第6条の2、第1項をサービス・マークに準用するとし、また、同条3項1文は、上記のパリ条約の規定を類似していない商品やサービスに準用すると定めている。これに合うように商標法の規定が改正された。まず、登録されている著名商標に関しては、同一でも類似でもない商品またはサービスについて登録出願したものであっても、公衆を誤認させ、その著名商標の権利者の利益を害する可能性がある場合には、その登録を許可せず、かつ使用を禁止する（第13条2項）。さらに、登録されていない著名

商標についても、同一または類似の商品またはサービスに関するかぎり、容易に混同を引き起こす場合には、登録を許可せず、使用を禁止する（第13条1項）。

第3に、先行的権利の保護に関する規定である。TRIPs協定第16条1項によれば、「いかなる既得権も害しない」ことが商標の登録・使用条件とされる。従来の商標施行細則第25条（1993年改正）によると、「欺瞞的手段または他の不当な手段により登録を取得した」場合を除いて、先行する権利が商標登録に優先されることがなかった。これに対して、第二次改正法ではこのような主観的要件の如何を問わず、先行的権利を保護すべきことが規定された（第31条）。

第4に、3年間継続して使用していないことによる登録取消制度があるが、当該商標に係る商品の政府による輸入制限など正当事由がある場合に関する例外を認めていない（第44条4号）。これは、TRIPs協定第19条1項の要件を満たしてはいないが、商標法施行条例第39条2項には「不使用の正当事由」がある場合には、登録取消を免れることが規定されている。

第5に、北京のあるデパートが商標の付いた北京服装廠の製品から商標を除去して、シンガポールのブランドであった「クロコダイル」商標を付して「クロコダイル」ブランド専門コーナーで元の価格の数倍で売った1994年のクロコダイル事件では、商標を除去された者が商標権侵害を主張したが、他人の商標を許諾なく除去し、自己の商標をつける行為につき商標侵害でないとした（鄭[2003: 15f]）。しかし、第二次改正法第52条4号によって、このような行為は、登録商標専用権の侵害になることが明らかにされた。また、改正法第52条2項では、知・不知という主観的要件を侵害の決定から除外している。もっとも、「当該商品を自己が合理的に取得したことを証明でき、かつ提供者に証明できる場合は、損害賠償責任を問わない」（第56条3項）とする。

そのほかに、商標権の最初の登録の存続期間および更新の有効期間は、登録の日より10年であり、TRIPs協定第18条の要件を満たしている（第37条、第38条2項）。そのほかに、商標権者に自然人を追加したことや、立体商標を認

めたことがあげられる（第8条）。

(4) 特許法

1985年に施行された最初の特許法（1984年3月12日採択，1985年4月1日施行）は，社会主義体制との整合性を図った特徴的な規定を有していた。

1992年に特許法の第一次改正が行われた（1992年9月4日採択，1993年1月1日施行）。特許権保護の技術分野を拡大，3種類の特許保護期間を延長し，特許の保護レベルでTRIPs協定の規定と整合させた。特許法で規定されている保護対象は，発明創作であり，これには発明，実用新案，意匠が含まれる（第2条）。発明は，製品，方法およびそれらの改良による新しい技術案（特許法施行細則第2条1項），実用新案は，製品の形状，構造またはそれらの組み合わせによる実用に適した新しい技術案（同細則第2条2項），意匠は，製品の形状，図案またはその組み合わせおよび色彩と形状，図案の組み合わせによる工業上の利用に適した美観に富む新しいデザイン（同細則第2条3項）をいう。また，保護期間を，発明については20年（従来は15年），実用新案および意匠特許については10年（従来は5年）に延長し，特許権の保護を強化した（第45条改正）。起算点はいずれも出願日である。これらの点は，2001年改正法でも変わっていない。さらに，化学物質特許を認め，食品や医薬品，化学品自体にも特許権を付与した（旧第25条の4号，5号を削除）。また，特許製品の許諾のない輸入を特許権の侵害に該当するものとし，輸入をコントロールする権利を権利者に与えた（第11条3項の新設）。

WTO加盟にともなう国内法整備の必要から，2000年に特許法の第二次改正が行われた（2000年8月25日採択，2001年7月1日施行）。これは，特許制度をTRIPs協定に合致させること，特許権の効力を強化すること，特許出願に対する審査期間の短縮によって迅速な審査，権利の早期確定を可能にすることなどを目的とする。第二次改正では重要な改正点として次の諸点がある。

第1に，特許意匠出願の特許要件について，第23条では「他人が先に取得した合法的な権利と抵触してはならない」とする。先行する権利保有者の救

済を強化し、国内外の出版物に公開発表された意匠または中国国内で公開使用された意匠でなくとも、先に権利を合法的に取得していれば、意匠特許を登録した者に対抗できるようになった。先行する権利を有する当事者の法的な権利および利益を優先させる趣旨である。

第2に、第三者が特許権者の許可を得なければできない特許の実施について、「輸入」と「販売の申出」が新たに加えられ、特許権の効力を強化した。特許権の効力に関する第11条1項に「販売の申出」「輸入」が入った。TRIPs協定第28条1項に対応するものである。

第3に、提訴前の侵害行為の差止および財産保全処分を規定する（第61条1項）。関係行為の停止命令および財産保全の措置を申請できる（同2項）。これらは、TRIPs協定第50条の要求に応えるものであったが、「実際の損害をともしない行為は侵害とならない」とする伝統的な中国の権利侵害法理に対する挑戦ともいえるものであった（鄭[2003:5]）。

第4に、被害者の損失または侵害者の得た利益を算定することが難しい場合、当該特許の「実施特許料の倍数」を参考にして合理的に算定されるものとした（第60条2項）。これに関連して、2001年6月19日、最高人民法院審判委員会は「最高人民法院特許紛争案件の審理に法律を適用する問題に関する若干の規定」のなかで特許実施許諾料の1ないし3倍を参酌して賠償金額を合理的に確定できるものとした（中島[2003:253]）。

第5に、化学物品特許についても特許期間を出願日より20年間に延長し、特許権利者が特許製品の輸入をコントロールする権利を規定した。

第6に、特許復審委員会のすべての決定に対し、司法審査の道を開いた（第41条1項）。通知を受け取ってから3カ月以内に特許復審委員会に復審を請求できる。同4項「復審決定に不服がある場合、通知を受けた日から3カ月以内に人民法院に提訴できる」。TRIPs協定第32条で定める司法審査の機会を保障した規定である。旧第43条2項は、特許につき人民法院に提訴できるとしながら、3項は実用新案、意匠に関する特許復審委員会の決定を終局決定としていた。また、旧第49条2項、3項も特許無効請求に対する特許復審委

員会決定についても、発明特許に関する決定のみ人民法院に提訴可能とし、実用新案、意匠の特許権については司法審査の道を閉ざしていた。第46条3項に無効または維持の決定につき同様の規定をおく。

第7に、特許権取消請求制度が廃止された。特許権取消請求は、新規性、進歩性の要件を欠くという理由によってのみ認められていた。しかし、取消請求が終了しないかぎり、無効請求の審理に着手しないという実務とも相まって、無効請求の行使を著しく困難にし、特許権の安定性が害されていた。そこで、特許権無効請求制度に一本化し、第41条、第42条、第44条を全文削除、旧第43条(改正第64条)の文言を修正した。審理期間の短縮に役立つものと期待されている(中島[2003:243])。

最後に、旧第62条2号は、「特許侵害の許諾を得ないで製造しかつ販売された特許製品であることを知らないで使用または販売する場合」、「特許権の侵害とみなさない」とされていた。これは中国で伝統的に認められてきた過失は侵害を構成しないという権利侵害論に基づくものであった(鄭[2003:6])。しかし、第63条2項により、「……生産経営の目的で使用し、または販売する場合」、「その合法的出所を証明することができれば、賠償責任は問われない」と修正された。

2. シンガポール

(1) 概観

中国、タイと比較すると、イギリス法をモデルとしてきたシンガポールの知的財産法制はTRIPS協定への対応のための改正の必要性は少なかったといえる。むしろ、シンガポールにとっての課題は、イギリスで登録された特許や商標の再登録を認める従来の輸入知的財産法制から自前の知的財産法制を整備することであった。

1937年のイギリス特許登録法(Registration of United Kingdom Patents Act)に基づきシンガポールに商標の登録とイギリスで登録された特許の再登録を

行う登録所が設置された。つまり、特許については、イギリスで付与された特許の効力をそのままシンガポールでも再登録を認める、輸入特許の制度を採ってきた。1994年に制定された特許法は、イギリスの1977年特許法の影響を受け、新たに地域の特許登録制度を採用した。この特許法によって、商標・特許登録所が整備された。この商標・特許登録所は、1999年に法務省の知的財産法全体を監視するシンガポール知的財産局として再編された（IPOS [2002: 2]）。その後、2001年の知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore: IPOS）設置法によりその機能および施設を拡充された。約130人の職員により運営されている。商標の審査官24名、特許については方式審査のみで6～7名、意匠も方式審査のみで2名となっている。IPOSでは実体審査は行われておらず、特許・意匠の審査は、オーストラリアの特許庁に委託されており、ヨーロッパ関係の特許の実体審査はオーストリア特許庁、そのほか、日本特許庁をはじめ協定のある機関に委託されている⁽³⁾。2002年1月に日本との間でEPAが調印され、同年11月30日に発効している。これにともない、2002年8月の特許法改正によって実体審査委託機関として日本の特許庁を指定した。日本特許庁の付与した特許は、シンガポールで登録することができることになった。

商標権、著作権の侵害に関する罪については、権利者が司法長官の許可を得て訴追することになっている。訴追前に、権利者の申立てに基づき裁判所が発行する捜索令状を、知的財産権担当部局の警察官が執行し、証拠を確保する（Sayumporn and Leck [2003: 11]）。

(2) 著作権法

1987年4月10日施行の著作権法は、主にオーストラリアの1968年著作権法をモデルに制定され、1994年に改正された。おおよそTRIPs協定に適合しているが、著作権の対象（第38条）、著作権侵害の除外規定（第106条）、私的・内部的使用の例外（第114条、第245条）に関する規定は、著作権の排他的使用の制限に関するTRIPs協定第13条の観点から再検討の必要があるといわれて

いる。著作権法は、並行輸入、コンピュータ・ソフトウェアを規定している。1999年改正（1999年12月15日施行）は、デジタル環境における著作物の使用から生じる争点に触れている。著作権の保護が電子的かつ一時的な複製にも及ぶことを規定するほか、ネットワーク・サービス・プロバイダーの責任を明らかにしている。

著作権はしばしば部分的で弱い権利であり、準独占権とみられる。侵害者が現実にその著作物を複製したことを証明しなければならない。その代わりに、より長い保護期間が認められており、作者の一生とその死後50年間で保護期間になる。シンガポールとの何らかの連関が必要であり、公表されていないオリジナルの著作物で、創作時あるいは創作が長い期間にわたる場合はその相当期間、著者がシンガポール市民かシンガポール居住者であった場合に著作権が存するとする（第27条1項,4項）。これは、以前はオーストラリア、イギリスなど特定の外国のみに拡張されていた（第184条）。そのような場合に著作者が著作権者（文芸著作などの著作物）（第30条2項）になった。しかし、1996年11月15日から、WTO加盟国すべてに拡張されている。この改正はTRIPs協定の内国民待遇と最恵国待遇の原則に適合させようとしたものである（Kuan [1997: 343]）。

独創性の要件は、著作物についてのみ要求され、著作隣接権には適用されない（第27条）。十分の努力、技術、労働、判断が著者の創作に費やされるとすれば、独創性があるものとされている（Phang [2004: 600]）⁴⁾。

一般にコモン・ロー諸国は経済的利益を中心に保護しているが、シンガポールは著作者人格権を保護している（第188条以下）。これは、1998年にベルヌ条約に加盟したことと関連があると思われる。ネットワーク・サービス・プロバイダーの責任に関して、電子商取引法（Electronic Transactions Act 1998）は、単なるブラウジングを著作権の侵害とはならないものと定める（第10条、第193条E）。

(3) 商標法

現在の1998商標法は、1994年イギリス商標法を範としており、マドリッド協定議定書(Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks)、パリ条約、TRIPs協定に対応している。2004年に商標法の改正が行われた。

周知商標に関する規定(第55条)は、パリ条約第6条の2、TRIPs協定第16条、に適合するように定められた補充規定であり、1994年イギリス商標法第56条に類似する。この条文に周知性の定義はないが、第2条7項は当該商標が当該の部門に関連する公衆に一般的に知られている程度を考慮して決定すべきものとする。シンガポールで周知とされた商標は、登録を拒絶される(第8条3項b号(i))。周知商標については、所有者がシンガポールで営業をするかどうか、シンガポールにグッドウィルをもつかどうかを問わない(第55条1項b号)。1999年1月15日以前の善意の使用に対する影響を及ぼさない(第55条9項)。先使用された商標との一定の関係は、不登録事由になる(第8条)。第8条3項では、周知商標について、類似している商品またはサービスに関しても登録できないものとしている。

権利の消尽と並行輸入に関して、第29条1項において並行輸入を明文上許容する。つまり、第27条の登録商標の侵害に関する規定にかかわらず、登録商標の所有者によりまたはその明示または黙示の同意に基づきシンガポール国内および国外で拡布された商品に関する商標の使用によっては、登録商標は侵害されない、とする。これは、商標権につき国際消尽を認めたものであり、商品の並行輸入を許容しようとするものである。この規定は、物にのみ適用され、サービスには適用されない(Ravindran [2002: 101])。2項では製品の状態が拡布された後に変造され、損なわれ、その製品について登録商標を使用することが登録商標の識別性または評価に有害である場合には適用されないとする。国際消尽に関する類似の規定は、他の知的財産権についてもみられる。

シンガポールについてマドリッド協定議定書の発効(2000年10月31日)にと

もない，同議定書その他の商標に関する条約，協定等の規定に国内的効力を付与する規則を制定する権限を法務大臣に与えた商標法第54条も施行された。同議定書による商標の国際登録を行うため，商標(国際登録)規則(Trademark [International Registration] Rules)が制定された。登録されていない商標の侵害について，その侵害の阻止または侵害賠償請求をする手続は存在しない。

1998年には地理的表示法が制定された(1999年1月15日施行)。同法第3条2項によると，次のような行為が禁止されている。つまり，(1)地理的表示によって表示された場所から産出していない物に関し，物の地理的産地につき公衆を欺くような方法で地理的表示を使用する行為，(2)パリ条約第10条の2の意味における不正競争行為になるような地理的表示の使用，(3)地理的表示に示された場所が原産地ではないようなワインおよび蒸留酒に関する地理的表示の使用，である。以前から，地理的表示につき商標登記または登録がない場合にも，地理的表示に違反する行為は，パッシング・オフとして不法行為にされてきた(Phang [2004: 642f])。

(4) 特許法

1994年特許法の制定以前は，イギリス特許またはイギリスを指定国とするヨーロッパ特許のいずれかを取得した者は，それらの特許付与後3年以内にシンガポールで登録を受けることにより保護された。この特許法のもとで，シンガポールは，パリ条約，PCT，「微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約(Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit of Microorganisms for the Purposes of Patent Procedure)」の加入書の寄託を1994年11月23日に行い，1995年2月23日発効した。この法律により，シンガポールで最初の出願ができるようになり，この出願に基づいて条約による優先権が保障されることになった(Gutterman and Brown eds.[1997: 324])。1995年改正はTRIPs協定のための法改正である。

特許法は，第13条において特許要件を新規性，進歩性および産業上の利用可能性を有していることと規定している。1995年改正によって，数学的方法，

ビジネス方法，コンピュータ・プログラムなどを発明から除外していた同条2項および関連する5項を削除した。この削除により，何が発明なのかに関する解釈がより重要になった。しかし，ビジネス方法特許や遺伝子配列に関する特許を認めるには，なお政策的，倫理的問題が残されている(Phang[2004: 619])。実用新案制度はない。

第34条によると，シンガポール居住者による外国出願に関する制限が規定され，登録官により与えられた書面上の記録なしには，出願または国外における出願の根拠とすることは原則としてできないとしている。ただし，シンガポール国外での出願の2カ月以上前に同一発明についての特許出願が登録所に登録されたか(同条1項a号)，シンガポールにおける出願に含まれている情報の公表を禁止したり，制限したりする第33条に基づく指示が発せられないか，そのようなすべての指示が取り消された場合(同条1項b号)にはこの限りではない。ここでいう居住者には，自然人のみではなく，シンガポールで設立されシンガポールに拠点を有する会社や組合も含む(Kuan[2001: 52])⁵。また，シンガポールの居住者には，移民法に基づいて適法に発行された有効な居住許可を得て問題となる時に居住する人を含む(第34条4項c号)。第34条に違反した場合には，5000シンガポールドル以下の罰金，1年以下の懲役またはその双方が科せられる(第99条)。居住者が外国出願する場合に原則として国内出願を義務付ける点で興味深い規定である。

クレーム解釈については，イギリスの判例の立場を基本的に受け継いでいる。文言上の侵害は，侵害製品がクレームされた発明の個々の特徴のすべてを再現している場合に生じる。しかし，問題とされる侵害がクレームされた発明の単純な複製ではなく，その変更物である場合には，その変更物が本当に特許を侵害するかどうかを決定する場合に困難を生じる。この点に関する基本的な立場は，被告がクレームされた発明の「核心および真髄(“pith and marrow”)」あるいは本質のないし不可欠な部分を採用していれば，その特許が侵害されたことになり，以前のように単純な文言的解釈ではなく，目的論的解釈を特許請求範囲の解釈につき裁判所が採るべきことである。この点

で、1982年の貴族院（House of Lords）のCatonic事件判決が参照されている（Phang [2004: 621f]⁶）。

第77条においては、侵害手続における理由のない脅迫に対する救済が規定されている。特許侵害手続において配布文や広告その他の方法で第三者から脅迫を受けた当事者は、裁判所に対して脅迫の不当性の宣言、脅迫の差止請求および脅迫により被った損失について損害賠償請求の救済を求めることができる。

第51条以下においては、譲渡および実施許諾に関して規定し、特許の譲渡または信託は、当事者によりまたはその代理人によって書面で署名されなければならず、無効とする。IPOSへの登録が可能である。

特許権の保護期間は原則として出願日より20年であるが（第36条1項）、一定の場合に特許期間の延長が認められている。たとえば、特許付与につき出願日から4年以上登録官による相当でない遅滞があった場合には、4年を超える遅滞部分につき期間の延長が認められている（第36条A）。

意匠については、2000年の登録意匠法（Registered Design Act）によって保護される。平面上の意匠の保護期間は15年間とされる（第21条）。以前はイギリス1949年登録意匠法に基づくイギリスにおける登録が条件であったが、2000年12月13日からIPOSに直接に意匠出願できるようになった。IPOSは方式審査のみを行っている点は特許法と同じである。経過措置として、イギリスで登録された意匠は最初の登録から更新により最大25年間の保護を受けることとされた（第77条1項）。

トレード・シークレットの保護や不正競争防止法については、制定法はなく、コモン・ローの原則に従っている（Gutterman and Brown eds. [1997: 323]）。

3. タイ

(1) 概観

タイは、1931年にベルヌ条約に加入するなど、著作権保護には早い時期に

法整備を行ったが、特許法が整備されるのは1970年代以降であり、現在もパリ条約、PCTには加盟していない。

TRIPs協定に対応するため、中央知的財産及び国際取引裁判所（Central Intellectual Property and International Trade Court: CIPITC）が設置され、1997年12月1日から活動を始めている⁽⁷⁾。知的財産だけでは事件数が少ないため、国際取引事件も管轄する。タイでは、最高裁判所の判例のみを公開するのが通例であるため、CIPITCの判例も重要なものしか公表されていない。現在早稲田大学21世紀COE「企業活動と法創造」研究所と協力して、判例を公表するための判例の英文化の作業が行われている。知的財産に関係している事件は主として刑事事件であり、1998年から2005年までをみると、知的財産権関連事件のおよそ95%を占めてきたといわれている（早稲田大学 2006:184）。これは、違法なCDなどを販売する店員などが訴追される例が多いほか、とくに著作権侵害については裁判所で科せられた罰金の半額が権利者に支払われることとも関連すると思われる。早稲田大学の報告書によると、知的財産局の振興と宣伝によると分析されている。

商務省知的財産局は、1992年に設置され、特許室、商標室、著作権室のほか、知的財産侵害防止摘発室、知的財産紛争防止解決室、知的財産情報技術センターなどが設置されている。特許室は、審査については化学・バイオ、電気・電子、意匠、実用新案に分けられ、27人の審査官と16名の臨時審査官が審査を担当する。臨時職員は、技術系大学等から試験で採用し、3～4カ月の研修を受けたうえで審査にあたる。年間約7000件の出願があり、意匠に関する出願が多い。特許権の権利取得までに要する期間は、特許発明については3年から5年、意匠特許については1年から2年、実用新案については3カ月～6カ月であると通常いわれている。審査は、とくにバイオ、電子の分野に遅れがある。オーストラリアの特許庁に委託すれば3万パーツの費用が必要であるが、通常3カ月で審査が終了する。審査のほか、登録、公開、異議申立審査、ライセンスに分けられている。知的財産紛争防止解決部は2002年12月から活動を開始したが、2003年末までに46件の調停申立てがあり、11

件が解決済みであった。事例としては著作権が多いが、商標やトレード・シークレットに関するものもある。仲裁も行われており、知的財産の専門家44名のほか、知的財産の評価については、銀行OBや工業省の役人等35名が仲裁人名簿に登録されている⁽⁸⁾。

(2) 著作権法

タイの著作権保護の歴史は、1892年の王室図書館の文学作品保護のための布告に遡ることができるが(Weerawit [1998: 47])、1931年にベルヌ条約(ベルリン議定書)への加入にともない制定された1931年文学的及び芸術的作品保護法が著作権法の最初のものといえる。1978年には、この法律に代わり著作権法が制定された。現行の著作権法は1994年に全面改正されたもので(1994年12月21日公布、78カ条)、その内容はTRIPs協定交渉など国際的傾向を反映したため、TRIPs協定発効後も改正は必要ないと考えられた(Pisawat [2005: 233])。1995年にはベルヌ条約(パリ議定書)に加入している。登録は保護の要件ではないが、知的財産局における登録が認められており、登録をするとこれを裁判所で証拠として使用することができる(Gutterman and Brown eds. [1997: 455])。第4条はコンピュータ・プログラムが文学著作物に含まれることを明文化したほか、データベースは第12条により保護される。

裁判所には、損害賠償の支払を命じる権限が認められており、損害賠償額は、損害の程度、権利者の逸失利益、必要経費を考慮して裁判所が適当と認める額を決定する(第64条)。著作権または実演家の権利に基づく権利侵害の訴えは、侵害および侵害者を知った時から3年、侵害の時から10年を経過すれば、提起することができなくなる(第63条)。

著作権侵害(第27条～第30条、第52条)が商業目的の場合には、違反者には重い刑罰が科せられ、6カ月から4年までの禁固、10万バーツから80万バーツまでの罰金または科料に処する(第69条2項)。5年以内に再び違反をした場合には、その違反の罰則規定の2倍の罰則が科せられる(第73条)。商標法第113条にも同様な規定がある。判決に基づき支払われる罰金の半額は、著作

または実演家の権利所有者に支払われる。もっとも、このことは、受け取った罰金の額を上回る損害部分につき民事訴訟で訴える権利に影響を及ぼさない(第76条)。違反物品は、すべて没収、廃棄処分とする(第75条)。法人の違反行為については、取締役またはマネージャーが原則として共同違反者とみなされる(第74条)。

(3) 商標法

商標法は1931年に制定され、1991年に全面改正された(1991年11月15日公布)。その制定趣旨には、旧法が時代遅れになり、諸外国ですでに保護されているサービス・マークや証明標、商標の実施許諾契約等の保護がなされていないことや、商標登録出願人の権利や登記官・商標委員会の権限職務に関する規定が明確でないことが掲げられている。

1991年商標法は、サービス・マーク、証明標、団体商標の保護を規定した。証明標とは、その所有者が、他の者の商品の原産地、成分、製法、品質もしくはその他の特徴を証明し、または、サービスの性質、品質、種類もしくはその他の特徴を保証するため、商品またはサービスの標識またはそれに関連するものとして使用される標章である(第4条)。

周知商標については、商務大臣が定める基準により、広く知られた商標と同一か、その登録の有無にかかわらず、公衆がその商品の所有者や出所につき混同を生じるような類似の商標と定義されており、このような周知商標については登録することができない(第8条10号)⁹⁾。この規定は、サービス・マークに準用される(第80条)。

不使用取消制度(第63条)を規定し、商標所有者が登録当時その商標を使用する善意の意図がなく、実際にその商標を使用したことが全くないこと、または、登録取消請求より前3年間に商標の使用がなかったことを証明できるときは、利害関係人または登記官が当該商標の登録取消を商標委員会に申し立てることができるものとする。少なくとも前者の点については、商標登録の維持の要件としての使用に関するTRIPs協定第19条1項1文の要件を満

たしていない。

商標の使用許諾は、書面により、かつ、登録しなければならない（第68条2項）。登録官は、使用許諾契約が公衆の誤認混同を招かず、公序良俗および国の方針に反しないと判断したときに、条件および期限を付して登録受理を命じる（第69条1項）。

2000年の改正によってTRIPs協定の対応がさらに進められた（2000年4月1日公布）。主な改正点として、(1)標章の定義に色彩や立体形状が加えられたこと（第8条）。(2)国際条約による登録出願をタイ商標法による登録出願とみなす規定（第11条の2）が設けられた点がある。

有標商品の並行輸入については、それまで対立する下級審判例があったが、2000年の最高裁判所のWAHL事件（No.2817/2543）判決で国際消尽理論が採られた。第三者が登録商標「Wahl」が付されたバリカンをシンガポールで卸売業者から適法に購入し、商標権者の許諾なくタイに真正商品を並行輸入した場合に、商標権によって阻止することができないとされた（早稲田大学 [2006: 255]）。

地理的表示については、2003年に地理的表示保護法（2003年10月31日公布）が制定され、2004年4月28日から登録を開始している。

(4) 特許法

特許法は1979年に制定され、1992年と1999年に改正されている⁽¹⁰⁾。この法律には、発明、意匠、実用新案の保護が定められている。

内外の環境変化、とくにタイの経済成長、貿易拡大、工業化の進展への対応を目的とする1992年改正には、TRIPs協定の内容を先取りした改革もみられる。重要な改正点として次のようなものがある。

第1に、特許出願できない発明から「食品、飲料、医薬品」などが削除された（第9条2項）。ビジネス方法特許は認めていないが、化学物質、医薬成分、食品、飲料、バイオテクノロジー発明には特許を認めている。特許性をもたないものとしては、コンピュータ・プログラム、科学上・数学上の原理・

理論のほか、新たに「自然に存在する微生物または微生物の構成要素、動物、植物または動物もしくは植物からの抽出物」が加えられた。規定上の除外例はなお多く、特許の対象に関するTRIPs協定第27条に適合するか疑問が残る。

第2に、特許の保護期間を15年から20年に延長したこと（第35条）。

第3に、適当な実施が行われていないことを理由とする強制実施や利用特許について、TRIPs協定第31条との整合性をはかる改正が行われた。たとえば、実施を請求する者が、状況に応じた十分な条件と対価を提示して特許権者から実施許諾を求めよう努力したにもかかわらず、相当な期間内に合意できなかったことを示すべきとされた（第46条の2）。許諾について、(1)必要な範囲及び期間を超えないこと、(2)特許権者が実施許諾を受けること、(3)実施権の譲渡が原則として禁止されること、(4)許諾は、国内の人民の需要を満たすことを重視するものであるべきこと、(5)対価は、事情に適した十分なものであるべきこと、などの基準が設けられた（第50条）。強制実施の要件（第46条）は、(1)国内において適切な理由なく特許に基づく製造物の製造がされていないか、製造方法が使用されていないこと、(2)特許製品の販売がなされていないか、適切な理由なく価格が非常に高いか、国内における需要を満たしていないこと、である。この点は、TRIPs協定第31条の要件を満たさないように思われるが、實際上この規定が発動されたことはほとんどないようである。

第4に、特許委員会による裁定を終局とする規定が削除され、司法審査の範囲が拡大した。また、侵害行為に対する差止め（第77条の2）、損害賠償（第77条の3）、違反製品の没収・廃棄（第77条の4）など裁判所の権限が拡大された。なお、方法特許に関する侵害の立証につき、製品の品質の類似性が認められる場合に、当該方法によって生産されたものと推定すべき規定も設けられた（第77条）。

1999年改正は、TRIPs協定への対応を主たる目的とするものであり、その重要な改正点は次のようなものがある。第1に、従来は外国人の特許保護について相互主義を採用していたが、タイが当事国である特許保護に関する条約等の加盟国の国民や、タイとこれら諸国に住所を有する者や現実に工業・

商業を行う者に保護が認められることとなった（第14条）。

第2に、実用新案制度を採用したことである。実用新案は、新規性と産業上の利用可能性をもった発明であることが要求される。保護期間は、出願日から原則として6年であるが、期間終了日の90日以内に延長を申請すれば、1回2年で、2回まで延長することができる（第65条の7）。方式審査のみで無審査制がとられ（第65条の5）、審査請求制度が定められている（第65条の6）。

第3に、特許製品の並行輸入について国際的消尽論が採られた（第36条2項7号）。特許権者が外国で特許製品の製造または販売を許諾した場合には、その特許製品の使用、販売、販売のための所持ないし展示または輸入に特許の独占権に関する第36条1項を適用しないものとした。

第4に、国際条約などによる意匠についても特許法に規定されている。意匠については、産業上の新規の意匠であることを要し（第56条）、かつ、公序に反したり、登録出願できないものとして勅令で規定された意匠でないこと（第58条）が必要である。出願には、意匠を示す図面、その意匠が使用される物品、明確な権利範囲、省令に基づくその他の項目が挙げられている（第59条）。保護期間は、原則として出願日から10年である（第62条）。

以上のべた法律のほか、植物品種保護法（1999年11月25日公布）、集積回路配置保護法（2000年5月12日公布）、電子取引法（2001年12月4日公布）、営業秘密法（2002年4月23日公布）等の関連法規がある。

4. まとめ

3カ国の知的財産法について、次のような特徴を指摘することができる。

第1に、WTOに当初から加盟するタイ、シンガポールにおいては2000年の開発途上国の猶予期間内に法整備を終え、また、2001年にWTO加盟した中国についても各法律の「第二次改正」によってTRIPs協定に適合して知的財産保護のための法整備、制度整備がほぼ終わっている。また、WTO発効前の改

正においてもウルグアイ・ラウンドなどの国際的議論を先取りした改正も行われていたことが確認できる。知的財産権法の規定を個別的にみると、TRIPs協定の要件を満たしていないのではないかと疑われる規定が若干みられる。

しかしながら、1970年代にラテンアメリカ諸国でみられたような特徴は、TRIPs協定との関係で制限され、実際上みられなくなっている。とはいっても、多国籍企業などによる知的財産権行使の濫用が全くなかったわけではない。TRIPs協定が知的財産保護の強化に傾きすぎている点を今後どのように修正していくかという課題が残されている点は変わらない。この点については、TRIPs協定を一層均整のとれたものにしていくとともに、多国籍企業の行動規制に関するソフト・ローを含む国際規律を一層充実させてゆく努力が必要である。

第2に、知的財産保護を実現するための制度整備が進められている点である。シンガポールにおいては、2001年知的財産全体につき権限を有する知的財産局が整備されているが、タイについては、知的財産局とともに、知的財産及び国際取引裁判所が知的財産保護に重要な役割を果たしている。

なお、中国については、従来の伝統的な法理への挑戦とみられる規定を含むため、このような規定による救済が現実に実効性をもって行われるかどうか見守っていく必要がある。とくに、司法制度への信頼性が低く、裁量の余地の広い行政上の救済が利用されることが多いこととも関連して不透明な部分が残る可能性がある。

第3に、知的財産侵害に関する刑事手続との関連で被害者に積極的役割を期待できる制度を定めている点が指摘できる。中国においては、附帯民事訴訟の制度があり、犯罪に被害者が刑事事件に附帯して裁判の費用を納付することなく損害賠償請求訴訟を提起することができるようになっている。シンガポールでも商標権と著作権の侵害罪については、権利者が司法長官の許可を得て侵害者を訴追できることになっている。タイにおいては、知的財産侵害、とりわけ著作権侵害に科せられる罰金の半額が権利者に支払われること

になっている。これらの制度は知的財産権に関する意識を社会に定着させるために重要な役割を果たすことが期待される。

第4に、並行輸入や地理的表示など、TRIPs協定による規律が不十分に終わった問題について、各国でより積極的な対応が進められている点である。たとえば、中国、タイでは、民間文藝、遺伝資源、地理的表示の保護の強化を目指す動きがみられる。シンガポールでも地理的表示の保護強化、拡張に関心が示されている。また、中国、タイにおいては、改めて実用新案による小発明の保護が見直され、利用されている。TRIPs協定の枠内でそれぞれの国における産業や文化の発展に貢献するような知的財産法のあり方を探る姿勢がみられる。地理的表示については、ヨーロッパ諸国の主張で容れられたワインと蒸留酒についての強い保護に加えて何らかの保護を与えるべきかどうか、そのような保護を与える範囲および要件をどのようにするか問題となる。また、知的財産に係わる製品の並行輸入については、シンガポールとタイは明文で国際消尽論を認め、並行輸入を許容している。中国でも学説上は並行輸入の問題が論じられてはいるが、並行輸入をめぐる深刻な問題は生じておらず、並行輸入を許容した判例はみられないようである（夏[2005: 40]）。しかし、今後知的財産権の濫用防止に関する各国国内法上の措置のひとつとして採られている国際消尽論による知的財産権に係わる製品の並行輸入の許容が、国際的なルールづくりの場で国際規範として明確に取り入れられるべきであるという主張も生じてくるであろう。

TRIPs協定で合意された最低限の保護水準に関して、若干疑問のある規定も残るが、多くの場合は規定自体としてみれば、おおよそ水準を満たしていると一応いえるようである。知的財産教育についてもそれぞれの事情に応じて行われているようであるが、しかし、不正商品の横行という状況自体は根本的に変わっていない。知的財産権行使の濫用防止に関する途上国の主張をどのようにどの限度で容れることができるのか、本章で抽出を試みた問題を含めて検討を深めていく必要がある。これらの点について今後どのような国際的協議や協力が可能であるか、さらに検討すべき課題が残されているという

べきである。以上のように、各国における新たな法の展開が、ドーハ開発アジェンダのもとで進められているTRIPs協定の見直し作業の背景にあることは留意されなければならない。

第3節 投資や技術移転の増大と知的財産法の課題

まず、以上みてきた点に関連して、TRIPs協定改正作業の最近の動向をみてみたい。2001年11月のWTO閣僚会議で採択されたドーハ宣言に基づき、現在新たな貿易交渉が進められており、知的財産権保護に関しても、いくつかの争点が交渉の対象となっている。本章との関係において重要であるのは、(1)医薬品特許に関する強制実施・並行輸入の問題、(2)地理的表示の高水準の保護の拡大、(3)動植物に関する発明に関するものである(WTO [2005])。

第1に、医薬品特許の保護が開発途上国の人々の医薬品へのアクセスを阻害するという問題への対応として、医薬品特許について、強制実施や並行輸入に関する規定の柔軟性(フレキシビリティ)を高めることが強く主張されてきた。ドーハ宣言においては「既存医薬品へのアクセスと新たな医薬品の創出をともに促進することによって、公衆衛生を支援する方法でTRIPs協定が解釈され、および実施されるべきこと」が述べられた。これを明確にするため、「TRIPs協定と公衆衛生に関する宣言(Declaration on TRIPS and Public Health)」(以下、公衆衛生宣言)が採択された。公衆衛生宣言においては、TRIPs協定は加盟国が公衆衛生を保護するための措置をとることを妨げるべきではないこと、TRIPs協定のなかに盛り込まれた柔軟性、とりわけ強制実施および並行輸入について、使用する各国の能力を強調した。最貧国については、2016年までに医薬品特許保護に関する除外を延長することに合意した(WTO [2005])¹¹⁾。

第2に、地理的表示については、(1)ワイン・蒸留酒に関する多数国間登録と、(2)第23条によりワイン・蒸留酒にのみ認められた高い水準の保護を他のも

のに拡大するかが議論となっている。後者は、農業に関する交渉とも関わり、開発途上国にとってより重要性のある問題である。現行の第22条による保護で十分であり、拡張は新たな負担を生み、現在のマーケティング慣行を阻害するとし、拡張に反対する立場と、拡張が競争者から自国の製品を差別化することによってマーケティングを改善するとする立場とが対立する（WTO [2005]）。

第3に、動植物の発明や植物品種保護に関するTRIPs協定第27条3(b)の規定の見直しは、生物多様性や伝統的知識の保護に関して開示が争点となっている。出願人が発明で使われている遺伝子資源および伝統的知識の原産地国を開示することを求められるか否か、かかる資源および知識の利用につき「事前の告知された同意（prior informed consent）」を得たことを示すことを求められるか、「公正かつ衡平な」利益分与（“fair and equitable” benefit sharing）の証拠を提供することが求められるか、議論されている（WTO [2005]）。

これらの争点の多くは未だ合意にいたっていない。WTO/TRIPsの多国間の国際的なルール作りの行き詰まりに直面して、TRIPsプラスを目指す側から新たな二国間交渉の場として注目されているFTA/EPA交渉において、知的財産条項をどのように挿入すべきかが問われている。継続的な協議機関を設定し、問題が生じた場合に協議を続けていくことなど最小限の簡単な規定にとどめるヨーロッパ型にすべきか、TRIPsプラスのかなり詳細な規定を設けるアメリカ型にすべきか。この点は日本がFTA/EPAを締結する場合の方針としても問題となるであろう。日本とシンガポールとの間のEPAの知的財産条項は、どちらかというところヨーロッパとの協定の類型に属し、協議機関の設置や定期的な見直しを内容とする簡潔で包括的な条項を定めるのみである。それに対し、2004年1月1日から発効したアメリカとシンガポールのFTAは、地理的表示などに関する規定を含む、より詳細で具体的な知的財産条項を含んでいる（AIPPI・JAPAN [2004]）。FTA/EPAは、果たして知的財産法の調整・調和に向けた有効な一歩となるか、さらに検討を要する課題がある。

アジアのこれらの諸国では、外国からの投資を誘致し、経済のグローバル

化に対応するためにも、知的財産の保護を強化することが必要である点は少なくとも知的財産関係者によっては広く認識されてきているように思われる。しかし、さらなる知的財産保護に向けた国際的協力と法的調整を構築して、推進するには、技術移転の促進と投資還流の合理的枠組みの構築の必要性が強調されなければならないであろう。この点については、現在の知的財産に関する国際条約においても十分成功していないように思われる（Guterman and Brown eds. [1997: 21]）。

少なくとも、FTA/EPAを締結し、または、今後締結しようとしている国との二国間において、具体的に技術移転の促進を可能とするために必要な技術の公示制度、移転を仲介促進する人材の育成や機関の設置などを検討し、投資と技術の還流のためのシステムの構築を展望することができる研究をさらに進めていく必要があるように思われる。

もっとも、このような知的財産の還流システムを促進するには、その法域に知的財産を財産として尊重する意識がある程度根づき、かつ制度的に不正に知的財産を使用することを排除する方向に向かっていることが必要になる。本章でみた3つの国については、知的財産保護強化に対する社会的反感も根強く存在することが垣間見られるけれども、FTA/EPA協定交渉の場でより一層の調整・調和と知的財産権の実効的行使の保障を二国間協定で確保することができれば、ある程度その条件は整え得る状況にあるといえそうである。

知的財産権は、国家の行政行為または法によって付与され、または、登録、寄託される。したがって、これらの権利に関する法の調和や統一は、審査基準の調整や共通のガイドラインの作成などという方法はあるものの、制度の基本的枠組みについてはいわゆるソフト・ローになじみにくい性質をもつ。したがって、知的財産権の付与、登録等に関する問題や知的財産権の成立要件、内容、効力、消滅に関する問題は、どうしても条約、国内法というハード・ローによる統一が必要と考えられる。

これに対して、技術移転のためのシステムという観点からは、知的財産権の成立、内容、効力等と異なり、契約が重要な要素となるので、ソフト・ロー

が重要な役割を果たし得ることになるであろう。この点を含むより一層の学問と実務を架橋するような総合的な取り組みが課題になるように思われる。

〔注〕

- (1) 一定の要件のもとで知的財産権の効力が当該の権利に係わる製品に及ばなくなることを消尽という。知財製品の並行輸入に関し、外国で製品が拡布された場合にも国内で拡布された場合と類似の要件で消尽を認める見解を国際消尽論という。
- (2) 他の5カ国・地域は、ブラジル、インド、メキシコ、サウジアラビア、台湾。17カ国の要監視国は、アルゼンチン、カナダ、チリ、コロンビア、エジプト、ギリシャ、インドネシア、イタリア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、ポルトガル、スペイン、トルコ、ベネズエラ、ユーゴスラビアとともに、日本が挙げられていた。
- (3) IPOSにおける筆者のインタビュー（2004年8月）による。
- (4) 判例として *Macmillan & Co. Ltd v. K & J Cooper* (1923) *Re ALIVI Trademark* (1992) が挙げられている。
- (5) Interpretation Act (Cap 1 1999Ed) 第2条1項。
- (6) この判決とその意義については、青山・木棚編 [1998: 160f] 参照。
- (7) 1996年知的財産及び国際取引裁判所の設置並びに知的財産及び国際取引事件手続に関する法律（1996年10月25日公布）。
- (8) タイ商務省知的財産局における筆者によるインタビュー（2004年8月）による。
- (9) これに関連し、地理的表示にも係わる事例として、ジャスミン・ライス（JASMIN RICE）あるいはこれと類似する用語を用いてアメリカのタイ米輸入者が商標登録した事件については、Lerson Tanasugarn [1998] 参照。
- (10) 1979年特許法（1979年3月16日公布）、1992年特許法（第2号）（1992年4月3日公布）、改正：1999年特許法（第3号）（1999年3月31日公布）
- (11) 医薬品を国内で製造することができない諸国が強制実施のもとで生産された特許薬を輸入できるように、柔軟性を与えるかが課題となっている。2003年8月のカンクン会議において、第31条の規定を免除する一般理事会決定として結実した。これはTRIPs協定の改正まで効力を有するとされた。この理事会決定内容をどのような形にTRIPs協定第31条の改正に反映させるかが大きな争点となっている。なお、特許制度を批判し、薬価を下げようとする途上国の批判に対し、エイズ治療薬に例をとり、反批判を展開し、国連が医薬品援助にどのように介入できるか、国による啓蒙努力、保健医療施設の充足などの課題を指摘するものとして、松井祥二「医薬品開発に不可欠な特許保護と特許制度に対

する途上国の批判」(『AIPPI』51巻10号, 2006年, pp.610以下)がある。

〔参考文献〕

日本語文献

- AIPPI・JAPAN [2004]「自由貿易協定, 経済連携協定等の地域的統合における知的財産権の取扱いに関する調査研究報告書」3月。
- 青山葆・木柵照一編 [1998]『国際特許侵害』東京布井出版。
- 夏雨 [2005]「中国における特許製品の並行輸入に関する一考察 立法及び事例の展開を中心に」(『法研論集』116号, 早稲田大学大学院, 1月, pp.29-55)。
- 木柵照一 [1989]『国際工業所有権法の研究』日本評論社。
- [2000]「TRIPs協定による知的財産権の保護の意義と問題点 TRIPs協定における属地主義の原則をめぐって」(知的財産研究所編『21世紀における知的財産の展望 知的財産研究所10周年記念論文集』雄松堂出版)。
- [2002]「データベースの法的保護に関する若干の問題」(『学術の動向』3月号, pp.70-74)。
- [2006]「知的所有権に関するTRIPs協定の成立過程と内容的特徴 WTO成立までを中心に」(松井芳郎・木柵照一・薬師寺公夫・山形英郎編『グローバル化する世界と法の課題 平和・人権・経済を手がかりに』東信堂)。
- 国際第3委員会 [2002]「中国における権利行使上の留意点」(『知財管理』52巻8号, 8月, pp.1097-1110)。
- 周林 / 劉新宇訳 [2003]「新法律『改正中国著作権法』の背景にある『新環境』」(『知財管理』53巻4号, 4月, pp.537-548)。
- Sayumporn Sujintaya and Andy K. H. Leck [2003]「タイ及びシンガポールにおける知的財産権侵害物品の水際取締りの現状 [講演録]」(『CIPICジャーナル』143号, 12月, pp.1-24)。
- 鄭成思 [2003]「21世紀初めにおける中国の知的財産権制度」(知的財産研究所編『中国知的財産保護の新展開』雄松堂)。
- 中島敏 [2003]「中国における知的財産法制度の新展開」(知的財産研究所編『中国知的財産保護の新展開』雄松堂)。
- 劉新宇 [2002]「中国のWTO加盟に伴う知的財産権制度の変化と展望」(『特許研究』34号, 10月, pp.56-66)。
- 早稲田大学(研究代表者・高林龍)[2006]『東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理に関する実態調査』平成17年度特許庁研究事業報告書。

外国語文献

- Gutterman, Alan and Robert Brown eds. [1997] *Intellectual Property Laws of East Asia*, Hong Kong; Singapore; Malaysia: Sweet & Maxwell.
- IPOS [2002] *Lighting Up Your Creativity*, Singapore.
- Lerson Tanasugarn [1998] “Jasmine Rice Crisis: A Thai Perspective,” *First Anniversary: The Central Intellectual Property and International Trade Court*, Bangkok: The Central Intellectual Property and International Trade Court.
- Loon, Loy Wee [2004] “The IP Chapter in the US-Singapore Free Trade Agreement,” *Singapore Academy of Law Journal*, 16.
- Ng Siew Kuan, Elizabeth [1997] “The TRIPs Agreement and Implementation in Relation to Singapore Intellectual Property Law,” *Singapore Academy of Law Journal*, pp.334.
- [2001] *Butterworths’ Singapore Statutes, Intellectual Property, Patent Act*, Singapore: Butterworth Asia.
- Phang, Andrew [2004] *Basic Principles of Singapore Business Law*, Tomson.
- Pisawat Sukonthapan [2005] “Intellectual Property Law,” in Shinya Imaizumi, S.K. Verma, Ramiro Contreras, Pisawat Sukonthapan and Miwa Ymada, “Globalization and Economic Law Reforms: Perspectives from India, Thailand, Mexico and East Asia,” JRP Series No. 136, Institute Developing Economies.
- Ravindran, M. [2002] *Butterworths’ Singapore Statutes, Intellectual Property, Trade Mark Act - A Commentary*, Singapore: LexisNexis.
- Ullrich, Hanns [1996] “Technology Protection According to TRIPs: Principles and Problems,” in Friedrich-Karl Beier et al., *From GATT to TRIPs: The Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights*, IIC Studies Vol.18, Munich: Max Plank Institute for Foreign and International Patent, Copyright, and Competition Law/ Wiley-VCH Verlag GmbH.
- Weerawit Weeraworawit [1998] “Copyright in Thailand,” *First Anniversary: The Central Intellectual Property and International Trade Court*, Bangkok: The Central Intellectual Property and International Trade Court.
- Wei, George [1989] *The Law of Copyright in Singapore*, Singapore: National Printers.
- WTO [2005] “Briefing Notes on the Ministerial and the Main Issues” (http://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min05_e/brief_e/brief00_e.htm , 2006年 8月20日アクセス)
- Xue Hong and Zheng Chengsi [2002] *Chinese Intellectual Property Law in the 21st Century*, Hong Kong; Singapore; Malaysia: Sweet & Maxwell Asia.